

出展申込書(契約書)

会期:2020年2月19日(水)~2月21日(金) 会場:東京ビッグサイト(東京国際展示場)

申込締切:2019年9月27日(金)

国際物流総合展事務局 行

当社は、裏面記載の出展規定を遵守することを約束し、下記のとおり出展の申し込みをいたします。

- 申し込みについて**
- 本出展申込書裏面の出展規定を必ずご確認ください。必要事項をご記入・捺印ください。
 - 本用紙は必ず原本を上記事務局宛にご郵送ください。

■出展料金 [1小間 2.97m×2.97m]

区分	出展料金(税抜)	消費税(10%)	合計額(税込)①	申込数②	料金③(①×②)
主催団体会員	¥320,000	¥32,000	¥352,000	×()小間	=¥
会員外	¥390,000	¥39,000	¥429,000	×()小間	=¥
合計					=¥

※1 会員は主催7団体の正会員および賛助会員とします。
 ※2 本展示会の開催期間最終日の消費税を適用させていただきます。

- ※会員の場合は、所属団体にチェックしてください。
- 一般社団法人日本産業機械工業会
 - 一般社団法人日本産業車両協会
 - 一般社団法人日本パレット協会
 - 一般社団法人日本運搬車両機器協会
 - 一般社団法人日本物流システム機器協会
 - 公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会
 - 一般社団法人日本能率協会

■各種広告料金

● 会場案内広告料金 ※ 詳細は、ホームページ内の「各種広告・オプションサービスのご案内」よりご確認ください。

	単価(税抜)	消費税(10%)	合計額(税込)①	申込数②	料金③(①×②)
突出し広告	¥100,000	¥10,000	¥110,000	()	=¥
表2(4色)	¥500,000	¥50,000	¥550,000	× 1 頁	=¥
表2対向(4色)	¥500,000	¥50,000	¥550,000	× 1 頁	=¥
表3(4色)	¥450,000	¥45,000	¥495,000	× 1 頁	=¥
表3対向(4色)	¥450,000	¥45,000	¥495,000	× 1 頁	=¥
表4(4色)	¥550,000	¥55,000	¥605,000	× 1 頁	=¥
前付(4色)	¥300,000	¥30,000	¥330,000	×()頁	=¥
前付(1色)	¥200,000	¥20,000	¥220,000	×()頁	=¥
後付(1色)	¥100,000	¥10,000	¥110,000	×()頁	=¥

● その他広告料金 ※ 詳細は、ホームページ内の「各種広告・オプションサービスのご案内」よりご確認ください。

	単価(税抜)	消費税	合計額(税込)①	申込数②	料金③(①×②)
ホームページバナー広告	¥200,000	¥20,000	¥220,000	× 1 枠	=¥
柱巻き広告	¥250,000	¥25,000	¥275,000	()	=¥
場内誘導看板広告	¥100,000	¥10,000	¥110,000	()	=¥

出展料金+各種広告料金=請求合計

=¥

支払い期限:2019年10月31日(木)

事務局より請求書をお送りしますので、指定口座にお振込ください。

申込日: 年 月 日

会社名	和文	フリガナ	出展申込責任者	所属	フリガナ
	英文			役職	フリガナ
本社所在地	〒		TEL		
			FAX		
出展担当者	所属		役職		フリガナ
	E-mail				
出展担当者連絡先所在地	〒		TEL		
			FAX		

※新規の出展者の方は、会社案内および製品カタログを必ず添付ください。

事務局記入欄	受付	①	②	③	申込受付番号	請求書発行日	備考
							JILS: JMA:

本申込書のご提出の前に両面コピーをとり、必ず貴社の控えとして保存してください。

■出展者名(共同出展情報等含む)

- (来場者向けのホームページ・招待状・会場案内図等に記載されます)
- 共同出展がある場合、またその会社との社名併記をご希望の際にご記入ください。
 - ブランド名(例:国際物流協会⇒LTT)による標記をご希望の際にもご記入ください。

記入例: LTT/国際物流協会
LTT/LOGIS TECH TOKYO OFFICE

出展会社名	<input type="checkbox"/> 申込会社名と同様(変更なし)
	<input type="checkbox"/> 変更 → どちらかにチェックのうえ、以下に出展者名をご記入ください。(<input type="checkbox"/> 共同出展会社あり <input type="checkbox"/> ブランド名使用)
	フリガナ
和文	
英文	

【希望小間タイプ】 (希望のタイプに 印をおつけください。)

シングル小間
 ダブル小間 (4小間以上~)
 トリプル小間 (12小間以上~)
 スペース小間 (24小間以上~)

注1) 4小間以上はダブル小間が選択できます。
 注2) 原則として24小間以上からスペース小間の提供が可能です。
 ※なお、ご希望に添いかねる場合もありますのでご了承ください。

「スペース小間」選択される方は小間形状をご記入ください。
 小間 × 小間
 Ex. 24小間の場合.....
 3小間×8小間
 6小間×4小間 等

【出展展示分野】

中心となる出展製品群 1つにのみ 印をおつけください。

各分野の関連製品の詳細はホームページもしくはパンフレット内の『出展対象』にてご確認ください。

※本項目は展示会場内の出展分野別会場構成および、会場案内図での出展分野別色分けに使用させていただきます。
 出展分野構成通りにならない場合もございますので予めご了承ください。

<input type="checkbox"/> 保管機器システム	<input type="checkbox"/> サードパーティロジスティクス	<input type="checkbox"/> 物流施設開発・投資
<input type="checkbox"/> 仕分けシステム	<input type="checkbox"/> エンジニアリング・コンサルティング	<input type="checkbox"/> 企業誘致、空港港湾利用促進
<input type="checkbox"/> ピッキングシステム	<input type="checkbox"/> 情報機器・ソフトウェア	<input type="checkbox"/> リスクマネジメント
<input type="checkbox"/> 搬送システム	<input type="checkbox"/> 保管・輸送サービス	<input type="checkbox"/> トラック
<input type="checkbox"/> 産業車両	<input type="checkbox"/> 物流機器部品	<input type="checkbox"/> 出版・団体
<input type="checkbox"/> 運搬車両	<input type="checkbox"/> 包装システム	
<input type="checkbox"/> パレット・コンテナ	<input type="checkbox"/> 物流業務支援製品・サービス	

【出展予定品目】 (貴社出展予定製品をご記入ください。)

出展製品の寸法(最大のもの): W() × D() × H() mm 重量() kg

【必要とする設備】 (設備をご利用になる場合、小間位置の調整が必要になる可能性がありますのでわかる範囲で該当する項目に 印をおつけください。)

給排水	<input type="checkbox"/>	コンプレッサー	<input type="checkbox"/>	床面工事(アンカー埋込)	<input type="checkbox"/>	実演	<input type="checkbox"/>
-----	--------------------------	---------	--------------------------	--------------	--------------------------	----	--------------------------

※電話、インターネット接続、電気、給排水、エア供給、ガス使用、床面工事に関しては、別途申請書類(後送)を提出していただけます。

【無線の使用について】 無線を使用した実演を予定していますか。

有・無

UHF帯RFIDの実演展示についていずれかチェックしてください。

実演展示を行う予定 実演展示を行いません

※本展示会では、多くの企業・台数のUHF帯RFIDの実演展示が想定されます。つきましては、UHF帯RFIDの実演展示に関して、タイムシェア、チャンネルの固定、出力数の制限などの展示制限を設けさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

<個人情報のお取り扱いについて> 公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会および、一般社団法人日本能率協会では、個人情報の保護に努めております。詳細は両会の個人情報保護方針(JILS:http://www.logistics.or.jp/privacy.html JMA:http://www.jma.or.jp/privacy)をご覧ください。今回、ご記入いただきましたお客様の個人情報は、両会が行う催しの各種案内のために使用させていただきます。なお、個人情報は配送の依頼等で機密保持契約を締結した業務委託先に預託することがありますのであらかじめご承知おきください。

出展規定

第1条(出展物)

(1)出展物は、展示会の開催趣旨、目的に添い、かつ事前に主催者の承諾を得た品目とします。
 (2)次の各号に該当するものは、出展を禁止します。
 ①輸出入・販売禁止品・麻薬、その他の法禁物
 ②引火性・爆発性または放射性危険物
 ③工業所有権を侵害するか、そのおそれのある物
 ④裸火を使用する物(但し、所轄消防署の許可を受けた場合を除く)
 ⑤主催者の事前の承諾を得られなかった物
 ⑥所轄行政庁より指示・勧告のあった物
 ⑦その他関連法令に抵触するおそれがある物及び公序良俗に反する物
 (3)前項に該当する以外の物でも、展示会の正常な運営に支障をきたすおそれがあると認められる物については、出展前はもとより出展中であっても、その出展を規制または禁止させていただくことがあります。
 (4)主催者は、出展者が、本出展申込の前後を問わず本状(2)(3)により禁止された物、もしくは規制された物を、出展していた場合には、出展者に対し、当該出展物の展示の取りやめ、もしくは当該規制に従うよう通知しますので、通知を受けた出展者は、この通知後即時に、当該出展物の出展の取りやめもしくは規制に従っていただきます。
 (5)①前項において出展者が主催者の指示に従わない場合は、出展者は、主催者に対し、違約金として当該出展小間料の3倍に相当する金員を即時に支払うとともに、主催者は、当該出展者の費用により、当該出展者に代わって当該出展物の撤去その他他しかるべき措置を取ることができます。これにつき出展者は、主催者に対し、一切の責任追及を行わないものとさせていただきます。

②出展者は前号のことをあらかじめ了解のうえ、本出展申し込みをすることとし、将来この点についての異議は一切受け付けません。
第2条(出展小間のレイアウト)
 出展小間のレイアウトは、主催者が、展示分野、過去の実績(主催者主催の展示会への出展回数等)、小間数、出展物、実演の有無、申し込み順等を勘案のうえ決定します。
第3条(展示期間)
 展示期間は、2020年2月19日～21日までの3日間とします。

区分	出展料金	消費税(10%)	合計
主催団体会員	¥320,000	¥32,000	¥352,000
会員外	¥390,000	¥39,000	¥429,000

(注1)会員は主催7団体の正会員および賛助会員とします。
 (注2)本展示会の開催期間最終日の消費税率を適用させていただきます。
第5条(出展申込等について)
 出展申込方法、申込締切、出展料の支払期限、支払方法等については、右記によります。
◆出展申込方法
 表面の出展申込書に所要事項をご記入のうえお申し込みください。また、初めて出展申込みをされる場合は、事前に会社経歴書(または会社

案内)、出展予定商品のカタログ(または取扱商品カタログ)を事務局までご提出ください。なお、出展内容が本展の主旨にそぐわない場合は、受付をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。
<出展申込期限>
2019年9月27日(金)
 ※ただし、予定小間数になり次第、締め切らせていただきます。
<出展申込先>
国際物流総合展事務局
●公益社団法人 日本ロジスティクスシステム協会 JILS総合研究所
 〒105-0022 東京都港区海岸1-15-1 スズエベイディウム3階
 Tel:03(3436)3191 Fax:03(3436)3190
 E-mail:logis-tech@logistics.or.jp
●一般社団法人 日本能率協会 産業振興センター
 〒105-8522 東京都港区芝公園3-1-22
 Tel:03(3434)1988 Fax:03(3434)8076
 E-mail:logis-tech@jma.or.jp

◆出展料金支払方法
 出展申込書に基づき、事務局より請求書をお送りしますので、指定口座にお振込みください。※振込み手数料は、貴社にてご負担ください。なお、期限内にお支払のない場合は、出展を取り消させていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。
<支払期限>2019年10月31日(木)

第6条(出展契約の成立時期)
 本出展申込書に基づく出展契約(以下、本出展契約という)の成立時期は、前条により主催者が出展料金の請求書を発送した時点とします。

第7条(出展物の管理)
 (1)各出展者は、自己の責任と費用において、各出展小間内への出展物の搬出入と出展小間内の出展物を管理してください。
 (2)主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、天災地変その他不可抗力の原因による場合を含め、出展物の損傷その他出展物に関する一切の事故について、その責任を負いません。

第8条(事故防止及び責任)
 (1)出展者は、出展物の搬出入、展示、実演、撤去等に際し、最善の注意を払い、事故防止に努め、万一事故が発生した場合の責任は、出展者において負うものとします。
 (2)主催者は、出展者に対し、出展者の負担で、作業の中止・制限その他事故防止のため必要な措置を取ることを命ずることができます。
 (3)主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故につき一切の責任を負いません。

第9条(展示会開催の変更及び中止)
 (1)主催者は、天災地変その他の不可抗力および主催者の責めに帰さない原因により会期を変更、または本出展契約を解除する事があります。
 (2)主催者は、開催規模、出展内容、来場者動員数等から予測して、展示会開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場合は、本出展契約を解除し、展示会の開催を中止できるものとします。

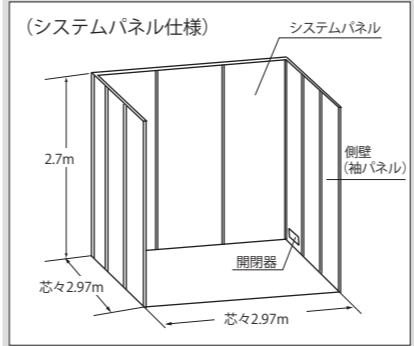
(3)(1)および(2)の場合、主催者はこれによって生じた出展者、またはその他の者の損害につき、責任を負いません。
第10条(出展者による出展の取り消し)
 (1)出展者からの出展申込の取り消し、解約は、主催者においてこれを了承しない限り、認めません。
 (2)前項につき、主催者が出展者の出展取り消し、解約を了承する場合には、出展者は、下記のとおりキャンセル料を支払わなければなりません。
 (3)出展申込小間数の削減をする場合にも、出展申込の一部取り消し、解約とみなし、出展者は下記のとおりキャンセル料を支払わなければなりません。
 (4)その他の有料サービスについても、申し込み後に取り消し、解約した場合は下記の通りキャンセル料を支払わなければなりません。

期 日	キャンセル料
2019年9月28日(土)～10月31日(木)	税抜出展料の50%
2019年11月1日(金)～11月30日(土)	税抜出展料の80%
2019年12月1日(日)以降	税抜出展料の全額

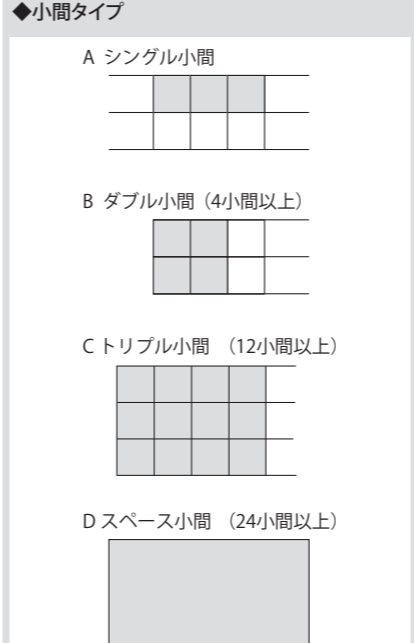
なお上記表中の「期日」は、出展者からの出展取り消し、解約の意思表示が、書面により主催者に到達した時点をもって区別します。
第11条(日本国内への入国手続き)
 出展者が、本出展のため日本国内への入国手続きを必要とする場合、出展者は自己の責任において日本国内への入国手続きを行うものとし、入国審査に関わる全ての手続きならびに経費に対しては、主催者は一切の責任を負いません。また、何らかの理由によりわが国に入国できないために出展契約を解約する場合には、出展者は主催者に対し、第10条によりキャンセル料を支払わなければなりません。

第12条(搬出入および会場施設)
 搬出入及び会場施設については、下記によるものとします。

- 搬入期間**
2020年2月17日(月) 8:00～18:00
2月18日(火) 8:00～18:00
※全日残業可(届出制)
 ※2月17日(月)は、主催者工事の状況により開始時間が変更となることがあります。
 ※2月18日(火)の館内への車両進入は12:00までとなります。
- 搬出期間**
2020年2月21日(金) 17:00～22:00
 ※上記時間内に、装飾材料の撤去を含む一切の作業を完了してください。
- 展示小間の基本施設**
a. 基礎小間
 基礎小間は、主催者側で後壁・側壁(システムパネル仕様、白ビニール仕上げ)を統一して施工します。その他、展示小間内の装飾(展示台、棚等)は、出展者の負担となります。



b. 標準小間(i)1小間の面積は間口2.97メートル×奥行2.97メートル×(高さ2.7メートル)とし、これを単列または複列に配列します。スペース小間の場合は1小間9平方メートルとします。ただし主催者は、出展規模、展示物の状況等により変形小間を設置することがあります。



注1)4小間以上はダブル小間が選択できます。
 注2)12小間以上はトリプル小間が選択できます。
 注3)原則として24小間以上よりスペース小間の提供が可能です。
 (ii)各出展者の間仕切は、主催者側で設置します。
 (iii)隣接小間が無い場合は、間仕切はつきません。

④電気設備
 1小間につき单相100V/300W容量までの電気供給一次幹線工事は、主催者側において行ないます。供給幹線は小間内まで配線し、開閉器を設けます。それ以上の幹線工事および二次側電気配線工事と電気使用料は、出展者の負担となります。
⑤給排水設備
 幹線工事および二次側配管工事と水道使用料は、出展者の負担となります。

第13条(諸経費の負担)
 (1)電気、電話、給排水設備などを必要とする出展者は、別に定める申し込み手続きを取り、所定料金を支払うものとします。

(2)出展物の輸送、搬出入、展示、実演、撤去その他出展者の行為に属する費用ならびに出展物、出展者に対する損害賠償等の保険料は、すべて出展者の負担となります。

第14条(出展規定の変更)
 主催者は、やむを得ない事情があるときは、本出展規定を変更することがあり、出展者はあらかじめこれに同意し、変更後の新規定等を遵守することとします。

第15条(禁止事項)
 出展者の次の行為を禁止します。

- 本出展契約上の出展者としての地位又は権利の全部又は一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、又は転貸し、あるいは担保に供すること。
- 指定された場所以外の展示場建物の内外部または周辺に看板、掲示板、広告標識等を設置または掲出すること。但し、主催者が事前に承諾した場合はこの限りでない。
- 重量物、また不潔、悪臭等により他人の迷惑となる物品を搬入すること。
- 他の出展者に迷惑となる行為、その他出展小間を含む展示場建物に損害を及ぼすような行為をすること。
- 出展小間内に宿泊すること。
- その他本出展規定において禁止された事項。

第16条(契約の解除)
 主催者は、出展者の行為が次のいずれかに該当する場合は、出展者に対し何等の催告なく、本件出展契約を解除することができるものとし、この場合、主催者が損害をこうむったときは、出展者に対してその損害の賠償を請求することができます。

- 出展料の全部又は一部を支払わない場合
- 出展禁止物を出展し、又は展示につき主催者の定める規定に従わない場合
- 出展小間を、展示の目的以外に使用した場合
- 出展小間を使用しない場合
- 解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、会社整理の各申立があった場合
- 手形・小切手につき不渡処分を受けた場合
- 公租公課につき滞納処分を受けたとき
- 主催者の信用を失墜する事実があったとき
- その他本出展規定及びこれに基づき「出展の手引」に違反した場合

第17条(原状回復)
 本出展契約が解約、解除、期間満了その他事由の如何を問わず終了したときは、出展者は主催者に対し次に従って出展小間を明け渡さなければなりません。

- 出展小間を原状に回復すること。但し、出展者が回復工事を行わなうときは、主催者においてこれを回復し、その費用は出展者が負担するものとします。
- 出展小間の明け渡し後、出展者が出展小間に残置した物件があるときは、主催者は任意にこれを処分することができるものとします。
- 出展者は、出展小間の明け渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず、出展小間、諸造作及び設備について支出した費用、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金等一切の請求をしないことはもちろん、出展小間内に自己の費用をもって施設した諸造作、設備等の買い取りを主催者に請求することはできません。
- 出展者が、本出展契約終了後出展小間を明

け渡さないときは、契約終了の翌日から明渡完了に至るまで当該出展小間料(ただし、日割り計算による)の3倍相当の違約金及び諸費用を主催者に支払い、かつ明け渡し遅滞により主催者が損害をこうむったときは違約金とは別にその損害をも賠償いただきます。

第18条(遅延損害金)
 出展者において、本出展契約上の金銭債務の履行を遅滞した場合には、遅滞の日から年14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。

第19条(立ち入り点検)
 (1)主催者またはその使用人は、建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、あらかじめ出展者に通知した上で出展小間に立ち入り、これを点検し、適宜の措置をとることができるものとします。ただし、非常の場合主催者があらかじめその旨を出展者に通知することができないときは事後の報告をもって足りるものとします。

(2)前項の場合、出展者は主催者の措置に協力しなければなりません。

第20条(出展の手引)
 出展者は、「出展の手引」を、本出展規定に付帯するものとして遵守しなければなりません。

第21条(小間内の出展者常駐)
 出展者は、展示期間中主催者指定の出展者バッジを常時着用し、かつ小間内に展示時間中常駐し、来場者との対応、出展物の管理にあたることとします。

第22条(マイク及びAV機器の音量規制)
 「出展の手引」に記載する規定を遵守しなければなりません。

第23条(廃棄物の処理)
 (1)展示廃棄物、使用済みの資材や小間内・周辺に塵・クズは、出展者の責任により持ち帰りください。

(2)放置廃棄物の処理費用については、会期終了後、主催者が出展者に実費請求しますので、出展者は請求書受領後直ちにお支払いいただきます。

第24条(装飾・施工)
 (1)装飾物は各出展者間の間仕切の枠外にはみ出ることを禁止します。
 (2)展示場の通路に施設や標示などを設けないでください。
 (3)「出展の手引」に記載する装飾の高さ制限に関する規定を遵守するものとします。

(4)出展にあたり天井構造の使用は、主催者の承諾のない限り、禁止します。
 (5)出展者は、主催者が出展者説明会において説明する事項を遵守するものとします。
 (6)出展者が本条(1)から(5)項のいずれかに違反し、主催者からは是正するよう通知されたにもかかわらず、出展者がこれに従わない場合には、主催者は自ら出展者の費用負担で、その違反物の撤去その他の措置を取ることができますものとし、出展者はこれにつき主催者に対し異議を述べず、かつ何等の請求もしないこととします。

第25条(管轄裁判所)
 本出展契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、東京地方裁判所を第1審管轄裁判所とします。